

## 住信 SBI ネット銀行 toto BIG 購入予約に関する特約

住信 SBI ネット銀行 toto BIG 購入予約に関する特約（以下「本特約」といいます）は、住信 SBI ネット銀行株式会社（以下「当社」といいます）が提供するスポーツ振興投票券（以下「toto チケット」といいます）の購入予約サービス（以下「BIG 購入予約」といいます）に関する事項を定めるものです。

### 第 1 条(約款等の準用)

1. 本特約は、当社が別途定める「住信 SBI ネット銀行 toto 特約」に付帯するものとしします。
2. BIG 購入予約の利用にあたり本特約に定めのない事項については、「住信 SBI ネット銀行 toto 特約」の定めに従うものとしします。
3. お客さまは、本特約および「住信 SBI ネット銀行 toto 特約」を確認し、これに同意のうえ BIG 購入予約を利用するものとしします。なお、お客さまが BIG 購入予約を利用した場合、お客さまは、利用時点における本特約および「住信 SBI ネット銀行 toto 特約」に同意したものとみなします。

### 第 2 条(用語の定義)

本特約で使用する用語の定義は、本特約で別途定義されるものを除いて、「住信 SBI ネット銀行 toto 特約」で定めるものと同一としします。

### 第 3 条(BIG 購入予約)

BIG 購入予約とは、当社が指定する toto チケット（BIG、100 円 BIG、BIG1000、mini BIG が該当します。以下同じ。）について、お客さまが所定の期日までに取引サイトを通じて購入予約の申込みを行い、当社が当該購入予約の内容に従って toto チケットの購入を行うサービスをいいます。

### 第 4 条(利用申込)

1. BIG 購入予約を利用するためには、住信 SBI ネット銀行 toto の会員登録済みのお客さまが本特約に同意の上、当社所定の方法により申込み手続きを行う必要があります。
2. 当社は、利用申込の際に当社銀行取引規定第 8 条 1 項に定める本人確認手続きが完了していることをもって、利用申込がお客さま本人によってなされたものとみなします。なお、当社は、本項に定める取り扱いによりお客さまに生じたいかなる不利益または損失についても、責任を負わないものとしします。

### 第 5 条(BIG 購入予約の提供)

1. お客さまは、toto チケットのくじ種別毎に別途定められた範囲において予約口数を指定することができるものとしします。
2. 当社は、センターが公示する情報（スポーツ振興投票の実施等に関する法律第 7 条に規定する公示された情報をいい、公示の情報が変更された場合も含まれます。以下同じ。）に基づき、toto チケットの購入予約を行います。
3. BIG 購入予約の有効期間は、初回は、お客さまの BIG 購入予約の申込に当社が同意した日から翌年の 12 月 31 日までとしします。お客さまが BIG 購入予約の申込みを行った場合、当社は、お客さまがあらかじめ登録した予約内容に基づき、購入予約を行った開催回からその翌年の 12 月 31 日までに予約できるすべての開催回において、お客さまの個別の操作によらず自動的に toto チケットを予約します。
4. 当社は、BIG 購入予約の有効期間満了前にお客さまから当社所定の方法により BIG 購入予

約の取消がなかった場合、継続意思を有するものと認めて、BIG 購入予約の有効期間をその翌々年の12月31日まで延長するものとし、以後も同様とします。

5. 当社は、センターが toto チケットの販売スケジュールを公示した場合、継続して toto チケットの購入予約を行う旨を当社所定の方法により、お客さまに通知するものとし、
6. お客さまは、有効期間中に BIG 購入予約の取消を希望する場合、第7条に定める方法により取消申込みを行うものとし、

#### 第6条(購入した toto チケット情報の変更)

当社は、センターが公示した情報に変更がある場合、当該開催回の購入予約を行っているお客さまに対し、当社所定の方法によりその旨通知するものとし、

なお、当該開催回の toto チケット購入処理の中止を希望される場合には、第7条に定める方法により、購入予約を取消す手続きを行うものとし、所定の期限までに取消の手続きが行われない場合、当社は、お客さまが変更後の開催回を対象とした toto チケットの購入に同意したものとみなし、購入処理を行います。

#### 第7条(取消・変更)

1. お客さまは、当該 toto チケットの販売開始前の当社所定の時間（以下「取消・変更期限」といいます）までに限り、当社所定の方法により BIG 購入予約の取消または予約内容の変更を行うことができます。
2. お客さまは、前項または第5条第4項に基づき BIG 購入予約の取消または予約内容の変更を行う場合、取消または変更の内容を確認のうえ、当社銀行取引規定第8条1項に定める本人確認手続きを行うことで、取消または変更の申込みを行うものとし、

#### 第8条(購入手続)

1. 当社は、お客さまから受付けた購入予約の内容に基づき、取消・変更期限の経過後、当社が任意に決定した時刻に toto チケットの購入手続を実施します。
2. 当社は、お客さまの購入予約に係る toto チケットの代金をお客さま名義の代表口座円普通預金から引落とし、toto チケットの購入代金の決済を行うものとし、
3. 当社は、第1項に定める toto チケットの購入手続実施時において、お客さまの代表口座円普通預金の残高が購入予約に係る toto チケットの代金に満たない場合、また、何らかの事情でお客さまの代表口座円普通預金から引落としができない場合、購入予約に係るすべての toto チケットの購入手続を行いません。
4. お客さまは、第1項の定めに基づく購入の結果、および前項に定める取扱いについて、一切の異議を述べるできないことに予め同意するものとし、
5. 当社は第1項に定める toto チケットの購入手続実施において購入手続きが完了したとき、もしくはお客さまの代表口座円普通預金の残高が購入予約に係る toto チケットの代金に満たない等の理由により購入不能となった場合、当社所定の方法によりお客さまにその旨を通知するものとし、

#### 第9条(予約状況の表示)

1. 当社は、開催スケジュールが公示された toto チケットの情報およびお客さまが登録した BIG 購入予約の設定内容を取引サイトに表示します。
2. 当社は、BIG 購入予約の処理を完了した toto チケットの内容を、取引サイトに購入履歴情報を表示します。

#### 第10条(死亡時の取扱い)

1. 当社は、購入予約の申込後にお客さまが死亡した場合、当該購入予約に基づき toto チケットを購入する権利・義務は、お客さまからお客さまの相続人に移転したものと取扱いします。この場合、当社は、お客さまから依頼を受けた購入予約の内容に基づき、toto チケットの購入手続を実施するものとします。ただし、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号、その後の改正を含みます。）第9条または同第10条に規定する者（以下「当該相続人」といいます）は、BIG 購入予約を利用できません。この場合、当該相続人は自らの責任において、当該購入予約の取り消しを当社に対し申し出る必要があります。
2. 前項の定めに関わらず、当社は当社が必要と判断した場合、お客さまもしくはお客さまの相続人との間の BIG 購入予約の利用を終了させ、その旨をセンターに通知することができるものとします。

#### 第11条(サービスの終了)

当社は、当社の WEB サイトに一定期間告知することで、BIG 購入予約を変更、終了または中止することができるものとします。なお、本条に基づき当社が BIG 購入予約を変更、終了または中止したことによりお客さまに損害等が発生しても、当社およびセンターは一切責任を負いません。

#### 第12条(免責)

次の各号の事由により、本サービスの全部または一部の提供に遅延、不能等が生じた場合、これにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

- (1) 天災・災害・騒乱などの不可抗力、お客さまもしくは通信事業者など第三者の通信機器・回線・コンピュータの障害および電話の不通など、または裁判所等公的機関の措置など、当社の責によらない事由により本サービスの全部または一部の提供が遅延または不能となったとき。
- (2) 当社が一般的に相応とされる安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線、またはコンピュータに障害が生じ、本サービスの全部または一部の提供が遅延・不能などが生じたとき。
- (3) 当社以外の金融機関その他第三者の責に帰すべき事由があるとき。

#### 第13条(規定の変更)

1. 当社は、本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日・変更内容を当社 WEB サイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。
2. 本特約および toto 約款等はお客さまに予告することなく変更されることがあります。また、当社は、当該変更によりお客さまに生じた損害について、何ら責任を負いません。

#### 第14条(準拠法と管轄)

本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当社の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上